

# 箕面市立市民ギャラリーにおける広報物の配架・掲示に関する要綱

2024年(令和6年)7月1日 要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人箕面市国際交流協会(以下「協会」という。)が、箕面市立市民ギャラリー(以下「チカノバ」という。)の指定管理事業を実施するにあたり、多くの情報を幅広く、且つ効率的に啓発及び広報する必要があることから、その広報用のチラシ、案内、啓発物、等(以下「配架物」という。)の配架及び掲示(以下「配架等」という。)に関して必要な事項を定めるものである。

(配架等に関する基準)

第2条 この要綱における配架等の基準は、以下のとおりとする。ただし、いずれも政治、宗教等を目的と判断されるもの、協会が不適切な内容と判断するもの、又は配架場所がない場合、施設の貸出状況により配架及び掲示ができない場合は、配架等をしないものとする。

(2) 配架物のサイズは、原則A4版(297mm×210mm)とし、掲示物は、A1版(594mm×841mm)又はB2版(515mm×728mm)とする。

(3) 配架の量は、原則として配架物は1枠、掲示物は1枚までとする。なお、配架物の配架が1枠を超える場合は、指定管理者と協議して決定するものとする。

(4) 配架中の配架物の在庫状況の確認や補充は、申請者が行うものとする。

(5) 次のいずれかに該当する配架物の配架は、無料とする。

①箕面市内の非営利活動団体が主催するイベント、講座又は会員及びボランティア募集に関するもの。ただし、参加費、チケット代及び入場料等の1件あたりの最大単価が1,500円未満のもの。

②箕面市市内公共施設発行の定期発行物。

③協会の主催、共催又は後援するイベント、講座等に関するもの

④チカノバでの開催イベント等に関するもの

⑤その他、協会が特に認めるもの

(6) 前項第1号で参加費、チケット代及び入場料等を徴収する配架物の配架等には、配架手数料を徴収する。

(7) 配架等の期間は、次のとおりとする。

①講座、イベント等に関するもの 受付後、最長2か月間

②会員及びボランティア等の募集に関するもの 受付後、最長3か月間

(配架手数料)

第3条 前条第6項に規定する配架手数料は、参加費、チケット代及び入場料等の1件当たりの最大単価を基準として、次のとおりとする。

(2) 配架物

- |                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| ① 最大単価3,000円未満(税込)       | 月額(1枠) 1,100円(税込) |
| ② 最大単価3,001円～5,000円(税込)  | 月額(1枠) 2,200円(税込) |
| ③ 最大単価5,001円～10,000円(税込) | 月額(1枠) 3,300円(税込) |
| ④ 最大単価10,001円以上(税込)      | 月額(1枠) 4,400円(税込) |

(3) 掲示物

- ① 1枚 月額 3,300円(税込)

(4) 月の途中からの配架等についての手数料は、月額とする。ただし、配架等の期間が1ヶ月未満の場合は、1ヶ月分とする。

(例：配架等の期間が5月25日～6月18日の場合の手数料は、1ヶ月分とする。)

(5) 協会法人会員は上記料金の半額減免とする。個人会員は適用しない。

(配架等の申込及び許可)

第4条 配架物の配架をしようとする者は、箕面市立市民ギャラリーにおける配架等申込書(様式第1号)に必要な事項を記入のうえ、チカノバ事務室に提出するものとする。ただし、第2条第5項の第3号、第4号、第5号の配架物に関しては、この限りではない。

(2) 協会は、前項の申込書を受け取った場合、速やかに申請者に対し、許可又は不許可の回答をするものとし、不許可の場合は、その理由を付すものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、箕面市立市民ギャラリーにおける配架物の配架等に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、2024年(令和6年)7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

箕面市立市民ギャラリーにおける配架等申込書

年 月 日

箕面市立市民ギャラリー  
指定管理者 様

申請者

団体名 \_\_\_\_\_

団体代表者氏名 \_\_\_\_\_

団体住所地 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

連絡先（TEL等） \_\_\_\_\_

下記資料について、配架等（配架・掲示）を申し込みます。

記

1. 資料の名称 \_\_\_\_\_
2. 配架等の部数 \_\_\_\_\_ 部（ 枠）；ポスター掲示 有 無
3. 配架等の希望期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日～ \_\_\_\_\_ 年 月 日
4. 配架等の期間終了後の処置 処分しても良い 回収（終了後 5 日以内に回収されない場合は、処分する。）

----- 以下職員記入 -----

1. 配架手数料  無料  1,100 円  2,200 円  3,300 円  4,400 円
2. 掲示手数料  掲示なし  無料  3,300 円
3. 減免  なし  あり（理由： \_\_\_\_\_）
4. 経理状況 ・領収済 ・未払い（請求書払い  \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに支払い）

※記録として、配架等の配架物 2 枚に受付印を押すこと。

備考： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

次長	課長	受付

上記のとおり、配架等を許可いたしてよろしいか。